株主各位

神戸市中央区京町83番地

## ケミプロ化成株式会社

代表取締役社長 兼 俊 寿 志

## 第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第42期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト https://www.chemipro.co.jp/ja/ir/stock/meeting.htmlまた、上記のほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、当社名(ケミプロ化成)又は証券コード(4960)を入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

なお、当日の株主総会ご出席に代えて、インターネット及び書面郵送によって 議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討 いただき、以下のいずれかの方法により2023年6月27日(火曜日)午後5時30分 までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【インターネットによる議決権行使の場合】

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>をご確認のうえ、当 社が指定する議決権行使サイト (<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに議案に対する賛否を入力してください。

【書面郵送による議決権行使の場合】

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに 到着するようご返送ください。議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示 をされたものとして取り扱わせていただきます。

敬具

記

**1. 日 時** 2023年6月28日(水曜日)午前10時

2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目9番1号

神戸国際会議場 5階 501号会議室

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項

報告事項 第42期 (2022年

第42期 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

事業報告及び計算書類内容報告の件

決議事項

議 案 剰余金処分の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集のご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

なお、電子提供措置事項を修正する必要が生じた場合については、電子提供措置事項を掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

## 第42期定時株主総会における新型コロナウイルス感染症への対応について

- 1. 株主様へのお願い
  - ・来場株主様の感染防止対策としてのマスク着用につきましては、株主様個人の判断に委ねさせていただきます。
  - ・発熱や咳等の症状のある株主様は、ご来場をお控えくださいますようお願い 申し上げます。
- 2. 当社の対応について
  - ・株主総会の役員・係員は、検温を含め、体調管理を徹底いたします。
  - ・株主総会の受付係員は、マスク着用のうえで対応させていただきます。
  - ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更がある場合は、当社ウェブサイト (<a href="https://www.chemipro.co.jp/">https://www.chemipro.co.jp/</a>) にてお知らせいたします。

## <インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、 行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は議決権行使書の書面郵送による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

#### 1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、 当社の指定する議決権行使サイト (<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>) にアクセス していただくことによってのみ実施可能です。

(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止いたします。)

- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2023年6月27日(火曜日)の午後5 時30分まで入力できますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がご ざいましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

## 2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) パソコンによる行使方法
  - ・議決権行使サイト(<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>)において、議決権行使書用紙に記載された「ログイン I D」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - ・株主様以外の第三者による不正アクセス ("なりすまし") や議決権行使 内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で 「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - ・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」を ご通知いたします。

- (2) スマートフォンによる行使方法
- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権を行使することが可能です。

(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権を行使してください。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

## 3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱いについて

- (1) インターネットと書面郵送 (議決権行使書) により重複して議決権を行使 された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱 わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に 行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフ オンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効と させていただきます。

## 4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、スマートフォンをご利用の場合は、パケット通信料等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

・電話 0120-173-027 (受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

## 株主総会参考書類

### 議 案 剰余金処分の件

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案したうえで、財務体質の強化を図りつつ、安定的かつ継続的に配当を行うことを基本方針としております。

第42期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を 勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- 配当財産の種類
  金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金2円 配当総額 33,121,888円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2023年6月29日といたしたいと存じます。

以上

## 事 業 報 告

(2022年4月1日から) (2023年3月31日まで)

## 1. 会社の現況

## (1) 当事業年度の事業の状況

## ① 事業の経過及び成果

当事業年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症対策と社会 経済活動の両立が進行する一方で、地政学的リスクによるエネルギー価格 の高騰等にともなうインフレの進行と各国の金融引き締め政策による景気 減速等も発生し、欧米の金融機関の経営不安や破綻にもつながるなど、不 安定かつ厳しい状況で推移いたしました。

このような経済環境の中で、当社の属するファインケミカル業界につきましては、円安の継続や原材料、エネルギー価格の高騰と供給不安等から、売上・収益環境は極めて厳しい状況でありました。

具体的な当事業年度における当社業績の売上面では、化学品事業で主力製品である紫外線吸収剤に加えて電子材料や酸化防止剤、製紙用薬剤での減収を受託製造製品等の増収でカバーしたもののほぼ横ばいで着地し、ホーム産業事業でも木材保存薬剤の販売が若干持ち直したものの、ほぼ横ばいでありました。売上高全体では、前年同期比16百万円増の9,760百万円(前年同期比0.2%増)で着地いたしました。利益面では、受託製造製品等の積極的取り込みを継続したものの紫外線吸収剤等の販売減少に加え、急激な製造コスト増加もあり営業利益は357百万円(同35.2%減)、経常利益は営業外費用として生産休止費用を176百万円計上し121百万円(同54.2%減)となりました。当期純利益については、特別損益の計上がなかったことから121百万円(同54.2%減)となりました。当期純利益については、法人税、住民税及び事業税が43百万円、法人税等調整額が6百万円となり71百万円(同60.3%減)となりました。

以下に各事業の概要をご報告いたします。

## (化学品事業)

当事業年度の売上高は、主力製品である紫外線吸収剤が前年同期比13百万円減の5,495百万円(前年同期比0.3%減)となったことに加えて、酸化防止剤が同72百万円減の514百万円(同12.3%減)、製紙用薬剤が同14百万円減の338百万円(同4.2%減)、電子材料が同103百万円減の93百万円(同52.5%減)となる一方で、受託製造製品が同211百万円増の2,005百万円(同11.8%増)となり、全体では同17百万円増の8,779百万円(同0.2%増)となりました。

### (ホーム産業事業)

当事業年度の売上高は、木材保存薬剤の売上高が前年同期比4百万円増の795百万円(前年同期比0.5%増)となる一方で、その他が同5百万円減の185百万円(同2.7%減)となったことから、全体ではほぼ横ばいの980百万円(同0.1%減)となりました。

#### ② 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は、303百万円でした。これは、既存設備の更新 工事、分析機器の取得などによるものであります。

なお、設備投資につきましては、自己資金及びリースによりまかないま した。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位:千円)

	×	. :	分		第 39 期 (2019.4.1~2020.3.31)	第 40 期 (2020.4.1~2021.3.31)	第 41 期 (2021.4.1~2022.3.31)	第42期(当事業年度) (2022. 4.1~2023. 3.31)
売		上		高	10, 596, 125	9, 553, 323	9, 743, 874	9, 760, 638
経	常		利	益	161, 951	110, 825	264, 693	121, 120
当	期	純	利	益	90, 767	180, 156	179, 168	71,084
1 株	当た	り当	期純	利益	5円54銭	10円98銭	10円97銭	4円41銭
総		資		産	13, 776, 942	13, 643, 629	13, 452, 961	13, 783, 787
純		資		産	4, 360, 249	4, 525, 184	4, 574, 594	4, 595, 539

- (注)1.1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
  - 2. 収益認識会計基準等を第41期の期首から適用しております。

### (3) 対処すべき課題

世界経済は、長期化した新型コロナウイルス感染症による混乱からは脱したものの、ロシアのウクライナ侵攻という極めて深刻な地政学的リスク終息の目処が立たない中、原材料とエネルギー価格の高騰等は継続しており、加えて欧米の金融システム不安の高まりも影響し、不安定かつ不透明な状況にあります。

このような厳しい環境下にはありますが、次期(2024年3月期)の通期業績につきましては、売上高においては、当社主力製品である紫外線吸収剤などのプラスチック添加剤の新規製品も含めた需要回復と販売強化、注力している受託製造製品等での品目拡充を引続き更に強化すること等で10,700百万円を見込んでおります。一方、利益面につきましては売上高の増加に加えて、利益率の高い製品の売上比率を高めることはもとより原材料やエネルギー価格高騰の価格転嫁を適正に進め、営業利益400百万円、経常利益200百万円、当期純利益120百万円となる予想であります。なお、業績予想につきましては年度後半に原材料やエネルギー価格の高騰が沈静化することと、グローバルマーケットにおける主力製品であるプラスチック添加剤の在庫調整が終息に向かうことを前提としております。

当社といたしましては、主力製品である紫外線吸収剤の販売強化による生産性向上と、付加価値の高いビジネスを積極展開することによる収益拡大に努めることで、適正な利益確保を実現し、安定した配当の継続と内部留保の充実を図ってまいります。また、グローバル化に対応すべく、優秀な人材の確保・育成に努めてまいります。加えて、在庫水準の適正化等で確保された財源で有利子負債の圧縮に努め、財務体質の健全化と自己資本利益率の向上を目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (4) 主要な事業内容(2023年3月31日現在)

有機化学工業薬品(紫外線吸収剤、酸化防止剤、製紙用薬剤、写真薬中間 体、電子材料、木材保存薬剤等の製品)の製造販売

#### (5) 部門別売上高の概況 (2023年3月31日現在)

(単位:千円、%)

		第 40	期	第 41	期	第42期(当事	業年度)
事 業 別	品目	(2020. 4. 1~20	21. 3. 31)	(2021. 4. 1~20	22. 3. 31)	(2022. 4. 1~2	023. 3. 31)
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
化学品事業	紫外線吸収剤	5, 294, 505	55. 4	5, 508, 939	56. 5	5, 495, 110	56. 3
	酸化防止剤	366, 720	3.8	586, 403	6. 0	514, 016	5. 3
	製紙用薬剤	309, 024	3. 2	353, 511	3. 6	338, 599	3. 5
	写真薬中間体	157, 685	1. 7	265, 642	2. 7	266, 046	2. 7
	電子材料	216, 386	2. 3	196, 216	2. 0	93, 214	1.0
	受託製造製品	2, 123, 460	22. 2	1, 794, 312	18. 4	2, 005, 657	20. 5
	その他	64, 092	0.7	57, 006	0.6	66, 996	0.7
	(小 計)	8, 531, 875	89. 3	8, 762, 032	89. 9	8, 779, 640	89. 9
ホーム産業事業	木材保存薬剤	870, 130	9. 1	791, 163	8. 1	795, 496	8. 2
	その他	151, 317	1. 6	190, 678	2. 0	185, 501	1. 9
	(小 計)	1, 021, 448	10.7	981, 841	10. 1	980, 997	10. 1
合	計	9, 553, 323	100.0	9, 743, 874	100.0	9, 760, 638	100.0

- (注) 1. 数量については、同一品目の中でも種類が多く、かつ仕様も多岐にわたるため、記載 を省略しております。
  - 2. 金額は、販売価格で表示しており、消費税等を含んでおりません。
  - 3. 主要品目は、事業毎に分類して表示しております。
  - 4. 収益認識会計基準等の適用により、受託製造製品において、有償支給原材料相当額である下記金額を相殺しております。

第41期:817,891千円 第42期:823,409千円

## (6) 主要な事業所(2023年3月31日現在)

本 社 神戸市中央区京町83番地

研究所 相生

工 場 明石、姫路、相生、大阪、福島

営業所 大阪、福岡、関東(埼玉県川越市)

## (7) **従業員の状況** (2023年3月31日現在)

Г	従	業	員	数	前	期末	比	増 減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数
	:	230 (	3) 名	, 1	7	名減	(14	名増)		4	2.3歳					14. 5	5年	

(注) 従業員数は就業員数で、従業員、嘱託、受入出向者を含んでおります。また、パート及び 派遣社員は())内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入		先	借	入	額
株式会社み	ずほ	銀行		1	,115百万円
株式会社み	なと	銀行		1	, 080
株式会社中	国鱼	银 行			635
株式会社三菱	U F J	銀行			527
株 式 会 社 り	そな	銀行			525
株式会社三井	住 友	銀行			485

## **2**. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

66,000,000株

(2) 発行済株式の総数

16,623,613株

(3) 株主数

2,581名

(4) 大株主 (上位10名)

株	主		名	持	株	数	持	株	比	率
株式会	社ケアミ	ノステ	ムズ	3,467千株				20.9%		
公益財団	法人福岡	直彦記念	总財 団		2, 791		16. 9			9
B A S	Fジャパ	ン株式	会 社		1, 270				7.	7
福	岡	靖	介		1, 103				6.	7
ケミプ	口化成取	引先持	株会		1,038				6. 3	3
	AS LONDON BR CLEARANCE			707					4. 3	3
株式会	社 み	なと	銀行		593				3. (	6
株 式 会 è ( 信	上日本カス 託 1		銀 行		425				2. 0	ŝ
富士	工業株	式	会 社		353				2.	1
大阪中小	企業投資	育成株式	大会 社		195				1. 2	2

(注)当社が保有している自己株式が62,669株(0.4%)あります。

なお、自己株式には信託が保有する当社株式425,000株を含めておりません。

持株比率は自己株式(62,669株)を控除し小数点第2位を四捨五入して計算しております。

## 3. 会社役員の状況

(1) **取締役及び監査役の状況** (2023年3月31日現在)

	地			位		氏			名	担当又は重要な兼職の状況
代	表 取	締	役	社	長	兼	俊	寿	志	管理本部長 兼 コンプライアンス担当役員
常	務	取	絣	ř	役	河	井	典	生	営業本部長 兼 購買部長
常	務	取	緕	fi	役	赤	瀬		寿	生産本部長 兼 福島工場長
取		締			役	金	子	勇	_	生産技術部統括本部長 兼 有機ELビジネス生産技術部長 兼 営業本部新規ビジネス推進部技術 担当役員
取		締			役	柳		雅	=	株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ 顧問
取		締			役	寶	田	健	太郎	宝田・寿原会計事務所 代表 スターライトコンサルティング株式 会社 代表取締役
取		締			役	田	中	耕	司	大阪中小企業投資育成株式会社 理事(非常勤)
常	勤	監	查	Ĺ	役	清	水	俊	造	
監		查			役	常	本	良	治	
監		查			役	藤	田		健	藤田法律事務所 代表
監		查			役	髙	﨑	勝	之助	BASFジャパン株式会社 財務・コントローリング部長

- (注) 1. 取締役柳雅二氏、寶田健太郎氏、田中耕司氏は社外取締役であり、東京証券取引所に 独立役員として届出ております。
  - 2. 監査役常本良治氏、藤田健氏、髙﨑勝之助氏は社外監査役であり、常本良治氏及び藤田健氏を東京証券取引所に独立役員として届出ております。
  - 3. 監査役常本良治氏は、公認会計士となる資格を有し、会計及び税務に関する相当程度 の知見を有しております。
  - 4. 監査役藤田健氏は、弁護士の資格を有し、法務に関する相当程度の知見を有しております。
  - 5. 監査役髙﨑勝之助氏は、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者と して財務他の管理部門に関する相当程度の知見を有しております。
  - 6. 須田修弘氏は、2022年6月28日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、監査役を辞任いたしました。

#### 7. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基 づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度 としております。

#### 8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役及び執行役員

### ②保険契約の内容の概要

被保険者が会社役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して 損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を填 補するものであり、1年毎に契約更新しております。また、次回更新時には同内容 での更新を予定しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為 を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の 適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料は全額当社が負担して おります。

## (2) 取締役及び監査役に対する報酬等の総額

区	分	支給人数	基本報酬	業績連動報酬 (非金銭報酬)	報酬等の総額
取		8名	102,600千円	-千円	102,600千円
(うち社外		(4)	(10,800)	(一)	(10,800)
監 査		5名	19,200千円	-千円	19, 200千円
(うち社外		(4)	(8,400)	(一)	(8, 400)
合(うち社)	計	13名	121,800千円	-千円	121,800千円
	外 役 員 )	(8)	(19,200)	(-)	(19,200)

- (注) 1. 上記には、2022年6月28日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって、退任した社 外取締役1名及び社外監査役1名の基本報酬が含まれております。
  - 2. 取締役の報酬の総額は、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 3. 業績連動報酬は、役位別ポイント数に第42期の期初に設定した経常利益目標額300百万円の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定しております。経常利益額を業績指標に選定した理由は、取締役報酬と当社業績及び株式価値との連動性が明確であるからであり、第42期の業績指標に関する実績は121百万円でありました。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会決議に関する事項

① 基本報酬

取締役の報酬額は、1995年6月29日開催の第14期定時株主総会において年額3億円以内と決議しております。(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)当該株主総会終結時点の取締役の員数は12名です。監査役の報酬額については、1997年6月27日開催の第16期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

#### ② 業績連動報酬 (非金銭報酬)

2021年6月25日開催の第40期定時株主総会の決議により、取締役会で定めた役員株式 給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付与ポイン ト相当の株式を給付する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」を導入しておりま す。(社外取締役及び監査役は除く。)取締役へ付与されるポイント数は代表取締役、 役付取締役および取締役の別に、役位別ポイント数に事業年度の期初に設定した経常 利益目標額の達成率に応じて経常利益達成率係数を乗じることにより算定いたしま す。当該株主総会終結時点の社外取締役を除く取締役の員数は4名です。

## (4) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

(上記決定方針に関する決議を2021年2月度定時取締役会で決議済)

#### 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動型の株式報酬(株式給付信託)により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

② 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位、職責などに応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③ 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動型の株式報酬(株式給付信託)は、役員株式給付規程に基づき当該事業年度における役位、業績達成度等に応じて定まる数のポイントを付与する。取締役に付与

するポイントは1ポイント当たり当社普通株式1株で換算する。(社外取締役は対象外とする。)また、給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイントは、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを累積した数で確定し、株式給付を受ける時期は、原則として取締役退任時とする。

④ 金銭報酬の額、又は業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合 の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する 業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど金 銭報酬の額及び業績連動報酬等の割合が多くなる設計とする。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役の報酬等の額については、取締役会から一任を受けた代表取締役社長がその 決定権限を有し、代表取締役社長と社外取締役との事前の意見交換及び取締役会の事 後的な検証を前提に、株主総会で決議された年間の上限額の範囲内で役位や職務責任 等を考慮して決定する。また、業績連動型の株式報酬(株式給付信託)については、 役員株式給付規程に基づき業績達成度等に応じてポイントを付与し、退任時に当該付 与ポイント相当の株式を給付する。

委任を受けた者:代表取締役社長 兼俊 寿志

委任された権限の内容:各取締役の報酬等の額の決定

委任理由:代表取締役社長は、各取締役の能力並びに業務内容を適切に把握している ことから各取締役の報酬等の額の決定において「取締役の個人別の報酬等の内容につ いての決定に関する方針」に沿った決定ができるものと取締役会が判断したもの。

## (5) 社外役員に関する事項

- ① 取締役柳雅二氏は、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ顧問を兼務して おりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ② 取締役實田健太郎氏は、宝田・寿原会計事務所の代表及びスターライトコンサルティング株式会社 代表取締役を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ③ 取締役田中耕司氏は、大阪中小企業投資育成株式会社の理事(非常勤)を兼務して おりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ④ 監査役藤田健氏は、藤田法律事務所の代表を兼務しておりますが、兼職先と当社との間において特別な関係はありません。
- ⑤ 監査役髙﨑勝之助氏は、BASFジャパン株式会社の財務・コントローリング部長を兼務しております。兼職先は、当社化学品事業の主要取引先であり、当社の特定関係事業者であります。また、当社の主要取引先である同社は、当社の株主(所有株式 7.7%)であります。
- ⑥ 当事業年度における主な活動状況(社外取締役が期待される役割に関して行った職務の概要を含む)
  - ・取締役柳雅二氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、証券市場に関わる深い見識と営業経験等の専門的な見地から意見を述べております
  - ・取締役實田健太郎氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、税務・会計に関わる専門知識を活かし専門的な見地から意見を述べております。
  - 取締役田中耕司氏は、当事業年度開催の取締役会17回中、就任後に開催された取締役会13回の全てに出席し、投資育成業務と企業分析経験に関わる専門知識を活かし専門的な見地から意見を述べております。
  - ・監査役常本良治氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全て、及び監査役会7回の 全てに出席し、公認会計士としての経験を活かし専門的な見地から意見を述べてお ります。
  - ・監査役藤田健氏は、当事業年度開催の取締役会17回の全て、及び監査役会7回の全 てに出席し、弁護士としての専門的な見地から意見を述べております。
  - ・監査役髙﨑勝之助氏は、当事業年度開催の取締役会17回中、就任後に開催された取締役会13回の全てに出席、また監査役会7回中、就任後に開催された監査役会3回の全てに出席し、当社事業と関連の深いグローバル企業の管理部門の責任者としての専門的な知識と幅広い経験から意見を述べております。

## 4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

## (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 31,000千円
- ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利 31,000千円 益の合計額
  - (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査 と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも 区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しており ます。

# (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

## (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
- ① 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を、役員及び従業員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、その徹底を図るため、総務部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に従業員教育等を行う。

内部監査室は、総務部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は、定期的に取締役会及び監査役会に報告されるものとする。

法令上、疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として、ホットラインを設置し、通報者に不利益が及ばない事を保証し、運営する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程にしたがい、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下、「文書等」という。)に記録し、保存する。取締役及び監 査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程、その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理 等にかかるリスクについては、それぞれの担当部署において、規則やガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成及び配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は総務部が行うものとする。

新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役及び従業員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配、意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するため の体制

子会社においても、各組織、指揮命令系統、責任及び権限を報告する義 務を設定し、企業集団全体を網羅的・統括的に管理する。

内部監査室は、当会社と同様に子会社の内部監査を実施する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事 項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、特定の従業員に監査業務に必要な事項を指示することができるものとし、監査役より監査業務に必要な指示を受けた従業員は、その指示を最優先して業務に従事するものとし、当該最優先業務に関しては取締役等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社からなる企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容を、必要に応じて適宜報告する体制を整備する。

内部監査室は、監査結果を適時、適切な方法で監査役に報告する。

通報者に不利益が及ばない内部通報窓口(ホットライン)への通報状況と その処理の状況を定期的に監査役に報告する。

内部通報窓口(ホットライン)への通報内容が、監査役の職務の執行に必要な範囲に係る場合及び通報者が監査役への通報を希望する場合は、速やかに監査役に通知する。

® 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関 する事項

監査役より、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は請求等があったときは、その職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は請求の精算を行う。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

## (2) 内部統制のシステム運用状況

コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を「コンプライアンス・マニュアル」小冊子として、すべての役職員に配布し教育訓練を実施しております。財務報告の有効性に関する評価並びに各事業部門における業務処理統制の状況については、内部監査室が計画的に実施する業務処理統制監査において検証を行い、法令遵守の状況については、常勤監査役と内部監査室が連携して計画的あるいは抜き打ち的に実施する内部監査活動において検証しており、各々の検証結果については内部監査報告書として代表取締役及び常勤監査役に対し、報告を行っております。また、常勤監査役は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて業務執行を行う取締役が適切に対応しているか確認検証しており、その検証結果は監査役会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に意見交換会を通じて報告を行っております。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営環境、業績、将来の事業展開等を総合的に勘案した上で財務体質の強化を図りつつ、安定的に配当を行うことを基本方針としております。また、当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

本事業報告中の記載金額及び株式数の表示単位未満は切り捨てて、また比率の表示桁数未満は四捨五入で表示しております。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	 科 目	金額
[資産の部]		 [負 債 の 部]	
流動資産	8, 418, 893	流動負債	6, 453, 897
現金及び預金	956, 722	電子記録債務	660, 202
受取手形	8, 317	買掛金	988, 899
電子記録債権	48, 117	短期借入金	2, 850, 000
电 丁 記	2, 196, 985	1年内返済予定の長期借入金	995, 000
商品及び製品	3, 450, 969	リース債務	135, 492
世 掛 品	117, 542	未 払 金	464, 736
原材料及び貯蔵品	888, 816	未 払 費 用	157, 905
前払費用	68, 197	未払法人税等	39, 667
未 収 入 金	483, 281	預 り 金	10, 431
立替金		前 受 収 益	600
立  音  金    そ  の  他	468 204, 975	賞 与 引 当 金	96, 039
		営業外電子記録債務	54, 721
量 質 倒 引 当 金 ■	△5, 499	そ の 他	200
   固定資産	5, 364, 893		
回	5, 021, 279	固定負債	2, 734, 350
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	906, 877	長 期 借 入 金	1,687,500
構築物	160, 423	リース債務	415, 876
機械及び装置	433, 545	退職給付引当金	555, 079
車両運搬具	455, 545	株式給付引当金	39, 401
工具、器具及び備品	101, 174	そ の 他	36, 494
土共、福共及び帰出土土地	2, 865, 289		
リース資産	537, 615	負 債 合 計	9, 188, 248
建設仮勘定	16, 353		
無形固定資産	9, 802	[純 資 産 の 部]	
ソフトウェア	1, 822	株主資本	4, 511, 982
電話加入権	7, 979	資 本 金	2, 155, 352
投資その他の資産	333, 812	資本剰余金	1, 052, 567
投資 有 価 証 券	165, 265	資本準備金	1, 052, 562
関係会社株式	10, 800	その他資本剰余金	5
破産更生債権等	14, 904	利益剰余金	1, 424, 683
長期前払費用	4, 136	その他利益剰余金	1, 424, 683
敷象金	16, 520	繰越利益剰余金	1, 424, 683
操延税金資産	56, 869	自己株式	△120, 622
その他	80, 219	評価・換算差額等	83, 557
貸倒引当金	△14, 904	その他有価証券評価差額金	83, 557
		純 資 産 合 計	4, 595, 539
資産合計	13, 783, 787	負債・純資産合計	13, 783, 787

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位:千円)

科	目	金	額
売 上 高	製 品 売 上 高	9, 398, 066	
	商品売上高	362, 571	9, 760, 638
売 上 原 価	製品期首棚卸高	1, 860, 394	
	当期製品製造原価	8, 897, 986	
	合 計	10, 758, 381	
	製品他勘定振替高	75	
	製品期末棚卸高	2, 675, 094	
	製 品 売 上 原 価	8, 083, 210	
	商品期首棚卸高	37, 955	
	当期商品仕入高	300, 200	
	合 計	338, 155	
	商品他勘定振替高	59	
	商品期末棚卸高	26, 856	
	商品売上原価	311, 239	8, 394, 450
	売 上 総 利 益		1, 366, 187
販売費及び一般管理費			1, 008, 392
	営 業 利 益		357, 795
営業外収益	受 取 利 息	4	
	受 取 配 当 金	6, 112	
	受 取 賃 貸 料	7, 200	
	雑 収 入	8, 216	21, 533
営業 外費 用	支 払 利 息	65, 844	
	賃 貸 収 入 原 価	459	
	生 産 休 止 費 用	176, 311	
	雑 損 失	15, 593	258, 208
	経 常 利 益		121, 120
	税引前当期純利益		121, 120
	法人税、住民税及び事業税	43, 804	
	法 人 税 等 調 整 額	6, 231	50, 035
	当期純利益		71, 084

- (注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 製品他勘定振替高及び商品他勘定振替高は、販売費等振替高であります。

## 株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位:千円)

		株		主	資		本		
		資	本 剰 余	: 金	利益乗	自余金			
	資本金	No. 1 No. 144 A	その他	資本剰余金	その他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金	合計	繰越利益 剰余金	合計			
当期首残高	2, 155, 352	1, 052, 562	5	1, 052, 567	1, 419, 843	1, 419, 843	△120, 622	4, 507, 141	
当期変動額									
剰余金の配当					△66, 243	△66, 243		△66, 243	
当期純利益					71, 084	71, 084		71, 084	
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	_	-	_	4, 840	4, 840	-	4, 840	
当期末残高	2, 155, 352	1, 052, 562	5	1, 052, 567	1, 424, 683	1, 424, 683	△120, 622	4, 511, 982	

	評価・換	算差額等	
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	67, 452	67, 452	4, 574, 594
当期変動額			
剰余金の配当			△66, 243
当期純利益			71, 084
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	16, 105	16, 105	16, 105
当期変動額合計	16, 105	16, 105	20, 945
当期末残高	83, 557	83, 557	4, 595, 539

<sup>(</sup>注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

#### 個別注記表

#### 1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関連会社株式移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、

以外のもの 売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額については 収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産 定額法

③ 長期前払費用 均等償却

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・ リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 リース取引に係るリース資産 法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に

ついては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額

を計上しております。

② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づ

き計上しております。

(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び

退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合 要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を

適用しております。

#### ④ 株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく取締役への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。(実務対応報告第30号「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」に準じた処理を適用しております。)

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び 当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりでありま す。

## ① 化学品事業

化学品事業における紫外線吸収剤等の販売については、主として製品及び商品が顧客により検収された時点で、顧客に製品及び商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、受託製造製品の一部について、原材料を顧客より調達し加工を加えたのち当該顧客に販売する有償支給取引を行っており、調達した原材料に売り戻し義務がある取引については、取引価額から有償支給原材料相当額を差し引いた純額で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として4カ月後の末日までに受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### ② ホーム産業事業

ホーム産業事業における防蟻薬剤等の販売については、製品及び商品が顧客により検収された時点で、顧客に製品及び商品の所有に伴う重要なリスク及び経済価値が移転し、支払を受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として2カ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

#### (5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務について は、振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・・為替予約取引

ヘッジ対象・・・・外貨建金銭債権債務

③ ヘッジ方針 外貨建取引における為替変動のリスクを回避する目的 で為替予約取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 振当処理を採用しているため、有効性の評価は行って おりません。

#### 2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はございません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事 業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

#### 繰延税金資産 56.869千円

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく経常利益をベースに、各事業の過去実績や市場環境を踏まえて課税所得を調整し、その発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 貸借対照表注記

#### (1) 担保資産

① 担保に供している資産

(3) 関係会社に対する金銭債務

	建物	406, 185千円
	構築物	11,363千円
	土地	2,818,515千円
	投資有価証券	57, 294千円
	計	3, 293, 358千円
2	担保資産に対応する債務	
	短期借入金	1,734,500千円
	長期借入金	934,500千円
	(1年以内返済予定額含む)	
	計	2,669,000千円
2) 7	有形固定資産の減価償却累計額	7,247,076千円

55,063千円

#### 5. 損益計算書注記

(1) 関係会社との取引高は、次のとおりであります。

関係会社との営業取引高

原材料仕入高

117,901千円 7,200千円

関係会社との営業取引以外の取引高

(2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額 (△は戻入額) 売上原価 △10.579千円

#### 6. 株主資本等変動計算書注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	16,623,613株	一株	一株	16,623,613株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	487,669株	一株	一株	487,669株

- (注) 当事業年度期首株式数及び当事業年度末株式数には、株式給付信託 (BBT)の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度期首425,000株及び当事業年度末425,000株)が含まれております。
- (3) 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項 該当事項はありません。

#### (4) 配当に関する事項

#### ① 配当金の支払額

(決議)	株式の 種類	配当の 総額	配当金の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年 6月28日 定時株主総会	普通株式	66,243千円	利益剰余金	4円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月29日

- (注) 2022年6月28日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金1,700千円が含まれております。
  - ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の 種類	配当の 総額	配当金の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年 6月28日 開催予定 定時株主総会	普通株式	33, 121千円	利益剰余金	2円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(注) 2023年6月28日定時株主総会の決議による配当金の総額には、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式に対する配当金850千円が含まれております。

#### 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

退職給付引当金	169,854千円
棚卸資産評価損	130,541千円
賞与引当金	29,388千円
その他	75,837千円
繰延税金資産小計	405,621千円
評価性引当額	△278, 457千円
繰延税金資産合計	127, 163千円

#### 繰延税金負債

未収入金	37, 568千円
その他有価証券評価差額金	31,785千円
その他	940千円
繰延税金負債合計	70,293千円
繰延税金資産の純額	56,869千円

#### 8. 退職給付会計に関する注記

- (1) 確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。
- (2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務555,079千円退職給付引当金555,079千円

※当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用49,549千円確定拠出年金制度への要拠出額22,701千円退職給付費用合計72,250千円

※当社は退職給付費用の算定にあたり、簡便法を採用しております。

#### 9. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。デリバティブは、為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、リスク低減を図っております。また、為替の変動リスクに関しては、為替予約を利用してヘッジしております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針」に記載されている「ヘッジ会計の方法」に記載しております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務、買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務の使途は、運転資金(主として 短期)及び設備投資資金であります。

金融商品取引については取引権限及び取引限度額を定めた社内ルールに従い、財務経理 部が決裁権限者の承認を得て行っております。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券(*2)			
その他有価証券	162,607千円	162,607千円	一千円
(2)長期借入金(*3)	2,682,500千円	2,671,569千円	△10,930千円
(3) リース債務(*3)	551,368千円	546,610千円	△4,757千円

- (\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済 されるため、時価は帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	貸借対照表計上額
投資有価証券 非上場株式	2,658千円
関係会社株式	10,800千円

- (\*3) 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。
  - (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場におい

て形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相

場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプ

ット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

マハ マハ	時価				
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	162,607千円	_	_	162,607千円	

#### ② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価				
区分 	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
長期借入金(*)	_	2,671,569千円	_	2,671,569千円	
リース債務 (*)	_	546,610千円	_	546,610千円	

- (\*) 1年以内に期限到来の流動負債に含まれている長期借入金及びリース債務を含めております。
- (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明
- (1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(2) 長期借入金、リース債務

長期借入金及びリース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規調達を 行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、その時価をレ ベル2の時価に分類しております。

#### 10. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

#### 11. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### 12. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

	報告セク	報告セグメント		
	化学品事業	ホーム産業事業	合計	
売上高				
紫外線吸収剤	5, 495, 110千円	一千円	5, 495, 110千円	
写真薬中間体	266,046千円	一千円	266,046千円	
製紙用薬剤	338,599千円	一千円	338,599千円	
酸化防止剤	514,016千円	-千円	514,016千円	
電子材料	93,214千円	一千円	93,214千円	
受託製造製品	2,005,657千円	一千円	2,005,657千円	
木材保存薬剤	一千円	795, 496千円	795, 496千円	
その他	66,996千円	185,501千円	252, 497千円	
顧客との契約から生じる収益	8,779,640千円	980, 997千円	9,760,638千円	

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報 当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が 1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。 また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

#### 13. 1株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

284円80銭

(2) 1株当たり当期純利益

4円41銭

(注)株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度425,000株)。また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度425,000株)。

## 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

ケミプロ化成株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 神戸事務所

#### 監查意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ケミプロ化成株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の 過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識 との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に その他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正 又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告 書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示 は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の 利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断さ れる。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の 過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施 する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものでは ないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案す るために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第42期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」

(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況 を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違 反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」 を踏まえ、監査方法等を確認し、検討した結果、有限責任 あずさ監査 法人の報酬は相当であると会社法第399条第1項の同意をしておりま す。

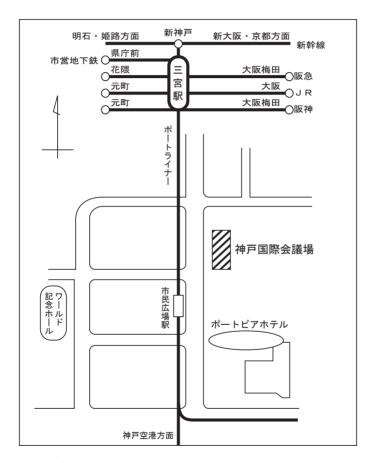
2023年5月19日

ケミプロ化成株式会社 監査役会

常勤監査役 清 水 俊 浩 (EII) 常 社外監查役 本 良 治 (EII) 健 (EII) 社外監查役 藤 H 髙 﨑 勝之助 (EII) 社外監查役

## 株主総会会場ご案内図

神戸市中央区港島中町6丁目9番1号 神戸国際会議場 5階 501号会議室 電話 078-302-5200



※JR線三ノ宮駅、阪急線及び阪神線神戸三宮駅よりポートライナー/ 市民広場駅下車 徒歩2分。